

# 府立学校教員用情報通信機器の賃貸借一式に係る業務仕様書

## 1 機器構成

### (1) ノート型コンピュータ (1900 式)

項目		規格	
コ ン ピ ユ ー タ 本 体	CPU	インテル®Core™i3(第13世代)以上	
	液晶ディスプレイ	15.6型ワイドTFTカラー液晶(LED液晶) (1,366×768ドット以上)	
	メインメモリ	8GB以上	
	内蔵ディスク	256GB SSD以上	
	光学ドライブ	スーパーマルチドライブ(読込・書込可)内蔵のこと。	
	インターフェイス		1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T(RJ-45)搭載 ※使用頻度が高いため破損等を考慮し、収納型、折り畳み式のI/Fや、変換アダプタ等による増設は不可とする。
			Type-C:USB 3.2 Gen2 × 1以上 Type-A:USB 3.2 Gen1 × 4以上 ※利便性を考慮しType-Aポートについては本体の左・右・背面に1ポート以上を搭載すること。
			メディアカードスロットは搭載しないこと。 (BIOSで無効化の設定が可能な場合は搭載可)
			無線LAN(IEEE802.11ac/ax対応)、Bluetoothを搭載していること。 ※BIOSで無効化/有効化の設定が可能なこと。
			HDMI × 1以上
			アナログRGB × 1以上 ※変換アダプタによる増設は不可とする。
WEBカメラ	92万画素以上		
キーボード	JIS標準配列キーボード(87キー)		
バッテリー駆動時間	約9時間以上(JEITA2.0値)		
OS	Windows 11 Pro (64bit)		
本体附属品	マウス	2ボタンスクロール機能付 USB接続光学式マウス	
ソ フ ト ウ ェ ア	オフィスソフト	Microsoft 365 Apps (Word、Excel、PowerPoint、OneNote、Outlook、Publisher、Access) 各1式	
	ウイルス対策ソフト	Microsoft Defenderを有効にすること	
	端末運用管理ソフト	※ SKYSEA Client View 各1式(詳細については、特記事項を参照)	
	※フリーソフト	Microsoft Edge、Adobe Reader DC、Java ver. 8、一太郎ビューア	

※ 上記ソフトウェアについては同等品も可とするが、同等品を導入した場合について、本仕様書において要求する仕様を満たすために改修が必要になる場合は、期限までに必要な改修を実施すること。

## ○ 特記事項

京都府立学校情報セキュリティ対策基準に基づいたシステム構成とすること。

- (1) 端末運用管理ソフトを含むソフトウェアのインストール及び各校の動作環境に適した設定を行い、最適かつ適切なシステムを構築した上で、各校に納品すること。また、端末管理ソフトのサーバーライセンスについても費用に含めること。

クライアントライセンス × 1900 ライセンス

サーバーライセンス × 1 ライセンス 共に5年間

なお、端末運用管理ソフトの内容については、メーカーに確認の上、適切な構成、数量にて見積もること。

S k y株式会社 大阪本社 ICT ソリューション事業部

担当：高橋 TEL：06-4807-6374

- (2) 設定に関してはOEM Windows のイメージ展開は不可とし、イメージ展開を行う場合は適切なライセンスを費用に含めること。
- (3) 端末運用管理ソフトのライセンスについては新規で購入し、既存の端末管理ソフトに対して、賃貸借期間中においてサポートを提供すること。
- (4) 端末運用管理ソフトについては、管理担当者の負担軽減のため、既存の端末運用管理ソフトの動作環境で安定して運用できるようにすることとし、管理端末が更新対象である場合には、更新対象外のクライアントの移行作業が軽減されるよう十分に配慮すること。また、各校の既存の機能に支障をきたさないシステム構築とすること。
- (5) 端末運用管理ソフトのインストールにあたっては、ソフトウェア提供者と協議・連携し、各学校担当者の作業負担を可能な限り軽減するようにすること。
- (6) 製品のWindows 11のリカバリメディア及びソフトウェアのメディアについては、京都府教育委員会に1式を納品すること。
- (7) Microsoft Office のライセンスについては、京都府教育委員会より付与されるMicrosoft 365 A3 for facultyにより導入すること。
- (8) Windows のアップグレード及びウイルス対策ソフトの更新については、京都府が用意したWSUSが利用できるよう設定すること。なお設定方法については、別途指示する。
- (9) 既設機器は回収し、受託業者の費用でディスクの内部データを消去の上、東京センチュリー（株）と調整し、指定の方法で返却すること。なお、回収から返却までの期間に保管場所が必要な場合、受託業者が保管場所を確保すること。

## 2 保守管理

### (1) 保守管理体制等

- ア 「(3)保守管理の内容」を満たすために必要な体制をとること。
- イ 保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。また、保守管理体制については賃貸借開始までに京都府教育委員会に報告することとし、変更があった場合も同様とする。
- ウ 保守管理業務の実施にあたっては、京都府教育委員会と必要な調整を行い、適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。
- エ 保守作業にあたっては、ユーザが作成・管理している文書ファイル等のデータが漏洩しないよう注意すること。
- オ 京都府情報セキュリティ基本方針等を遵守すること。

### (2) 保守管理区分

- ア 受託業者は、納入した全てのハード・ソフトについて、当該機器を利用している間において、保守管理を行うこと。
- イ 京都府教育情報ネットワークシステムのシステム等（※）に関する保守管理は含まない。  
※京都府教育情報ネットワークシステムのシステム等  
(ア)インターネット接続 (イ)Eメール送受信 (ウ)Web会議システム
- ウ 端末運用管理ソフトに係る保守にあたっては、既契約会社(東京センチュリー株式会社)と協議の上、連携を図ること。

### (3) 保守管理の内容

- ア 対応時間  
平日（土・日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に連絡を受けた障害については全て対応すること。  
この時間以外に発生した障害についても、学校又は京都府教育委員会と別途調整の上、必要な場合は対応を行うこと。
- イ 障害対応  
(ア) 受託業者が納入したハード及びソフトにおいて障害が発生した場合は、直ちに回復のために必要な措置を行うこと。なお、障害連絡は学校又は京都府教育委員会から行う。  
(イ) 障害が発生した場合、各校の動作環境に適した初期設定を行った代替機の設置等により、システムの利用が4時間以内に再開できるようにすること。なお、代替機と納入機が異なる場合は、修理等完了後、速やかに原状回復すること。
- ウ 代替機の管理  
障害対応で必要となる場合は速やかに代替機の提供が行えるよう、必要台数を用意すること。  
代替機においては、納入機の各ソフトと、常に、そのバージョンを合わせること。
- エ 保守物品の取扱  
異常な消耗が確認されたバッテリーについては、適宜交換すること。
- オ ソフトのバージョン管理  
(ア) 納入ソフトのバージョン管理を行うこと。  
(イ) 無償バージョンアップソフトについては、学校、京都府教育委員会と協議の上、必要なものについては速やかに学校に提供し、必要な作業を行うこと。  
(ウ) ウイルス対策ソフトについては、自動更新等の運用ツールを導入し賃貸借期間中最新の状態を保つこと。
- カ 障害切り分け作業  
障害の切り分け等において、関係業者から求められたときは、必要な協力を行うこと。
- キ 報告  
保守管理業務を行ったときは、その都度学校及び京都府教育委員会に対して実績報告書を提出すること。特に障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について学校及び京都府教育委員会に報告すること。

### (4) 機器、材料等の負担区分

保守作業に使用するハードウェア、ソフトウェア及び消耗品は、受託業者において用意すること（障害対

応として備蓄する代替機を含む。)

(5) 保守管理期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

3 納入期限 令和6年11月30日

- (1) ソフトウェアのインストール及び各校の動作環境に適した設定を行い、適切なシステムを構築し、納品すること。各校の動作環境については、一覧表により京都府教育委員会から事前に提供する。  
なお、構築するシステムは、端末用管理ソフトの種類（管理機用又は端末機用）により概ね2種類ある。
- (2) 京都府教育委員会が別途示す学校については、納品後、学校又は京都府教育委員会の指示により、ネットワーク機能等の機能設定及び動作確認を行うこと。
- (3) 具体的な納入日については、別途指示する。

4 納入場所 別添「納入予定場所一覧」のとおり

5 その他

- (1) ソフトウェアは、今回の調達に含まれるコンピュータ1900台にインストールし、校内のネットワークに接続して使用可能な状態で納入すること。
- (2) 端末運用管理ソフトについては、京都府から依頼があった場合、各学校担当者が導入できるよう、導入手順書を作成し提供すること。
- (3) 製品に対して行った設定内容等は機器の納品完了後に完成図書（印刷物1部及び電子データ）として京都府教育委員会に提出すること。  
また、納入先ごとに各コンピュータの設定情報（機器情報、インストールソフトウェア情報等）を添付すること。
- (4) 京都みらいネット内でシステムが正常に稼働するか事前に確認するため、学校へ納入する前に実機1台を京都府教育委員会が別途指示する場所に持参し、担当者の確認を得ること。
- (5) 担当者と十分に打合せし、不明な点は担当者の指示を仰ぐこと。
- (6) 状況により当初の賃貸借契約期間満了後に1年間の賃貸借期間を延長する可能性があるため、その期間についても保守対応等を可能とすること。

【別添】納入予定場所一覧

	学校名	郵便番号	所在地	納入 予定台数
1	山城高等学校	〒603-8335	北区大將軍坂田町29	30
2	清明高等学校	〒603-8163	京都市北区小山南大野町	2
3	鴨沂高等学校	〒602-0898	上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131	16
4	洛北高等学校	〒606-0851	左京区下鴨梅ノ木町59	33
5	洛北高等学校 附属中学	〒606-0851	左京区下鴨梅ノ木町59	10
6	北稜高等学校	〒606-0015	左京区岩倉幡枝町154	21
7	朱雀高等学校	〒604-8384	中京区西ノ京式部町1	47
8	洛東高等学校	〒607-8017	山科区安朱川向町10	31
9	鳥羽高等学校	〒601-8449	南区西九条大国町1	48
10	嵯峨野高等学校	〒616-8226	右京区常盤段ノ上町15	34
11	北嵯峨高等学校	〒616-8353	右京区嵯峨大沢柳井手町	18
12	北桑田高等学校	〒601-0534	右京区京北下弓削町沢の奥15	13
13	北桑田高等学校 美山分校	〒601-0721	南丹市美山町上平屋梁ヶ瀬9-2	8
14	桂高等学校	〒615-8102	西京区川島松ノ木本町27	30
15	洛西高等学校	〒610-1146	西京区大原野西境谷町1丁目12-1・2	24
16	桃山高等学校	〒612-0063	伏見区桃山毛利長門東町8	47
17	東稜高等学校	〒601-1326	伏見区醍醐新町裏町25-1	28
18	洛水高等学校	〒612-8283	伏見区横大路向ヒ18	27
19	京都すばる高等学校	〒612-8156	伏見区向島西定請120	31
20	向陽高等学校	〒617-0006	向日市上植野町西大田	15
21	乙訓高等学校	〒617-0843	長岡京市友岡1丁目1-1	22
22	西乙訓高等学校	〒617-0845	長岡京市下海印寺西明寺41	17
23	城南菱創高等学校	〒611-0042	宇治市小倉町南堀池	24
24	東宇治高等学校	〒611-0002	宇治市木幡平尾43-2	22
25	菟道高等学校	〒611-0011	宇治市五ヶ庄五雲峰4-1	18
26	城陽高等学校	〒610-0121	城陽市寺田宮ノ平1	26
27	西城陽高等学校	〒610-0117	城陽市枇杷庄京繩手46-1	27
28	京都八幡高等学校	〒614-8363	八幡市男山吉井7	18
29	京都八幡高等学校 南分校	〒614-8236	八幡市内里柿谷16-1	8
30	久御山高等学校	〒613-0033	久世郡久御山町字林	18
31	田辺高等学校	〒610-0361	京田辺市河原神谷24	37
32	木津高等学校	〒619-0214	木津川市木津内田山34	23
33	南陽高等学校	〒619-0224	木津川市兜台6-2	25
34	南陽高等学校 附属中学	〒619-0224	木津川市兜台6-2	14
35	亀岡高等学校	〒621-0812	亀岡市横町23	28
36	南丹高等学校	〒621-0008	亀岡市馬路町中島1	23
37	園部高等学校	〒622-0004	南丹市園部町小桜町97	24
38	園部高等学校 附属中学	〒622-0004	南丹市園部町小桜町97	5
39	農芸高等学校	〒622-0059	南丹市園部町南大谷	20
40	須知高等学校	〒622-0231	船井郡京丹波町豊田下川原166-1	11
41	綾部高等学校	〒623-0042	綾部市岡町長田18	26
42	綾部高等学校 東分校	〒623-0012	綾部市川糸町堀ノ内18	16
43	福知山高等学校	〒620-0857	福知山市字土師650	23
44	福知山高等学校 附属中学	〒620-0857	福知山市字土師650	2
45	福知山高等学校 三和分校	〒620-1442	福知山市三和町千束小字橋ノ谷35-1	12
46	工業高等学校	〒620-0804	福知山市石原上野45	25
47	大江高等学校	〒620-0303	福知山市大江町金屋578	10
48	東舞鶴高等学校	〒625-0026	舞鶴市字泉源寺766	18
49	東舞鶴高等学校 浮島分校	〒625-0035	舞鶴市字溝尻150-13	6
50	西舞鶴高等学校	〒624-0841	舞鶴市字引土145	26
51	宮津天橋高等学校	〒626-0034	宮津市字滝馬23	20
52	海洋高等学校	〒626-0074	宮津市字上司1567-1	14
53	宮津天橋高校 加悦学舎	〒629-2313	与謝郡与謝野町三河内810	8
54	峰山高等学校	〒627-8688	京丹後市峰山町古殿1185	12
55	丹後緑風高等学校	〒629-3101	京丹後市網野町網野2820	8
56	丹後緑風高等学校 久美浜学舎	〒629-3444	京丹後市久美浜町橋爪65	6
57	清新高等学校	〒627-0142	京丹後市弥栄町黒部380番地	39
58	盲学校(花ノ坊)	〒603-8302	北区紫野花ノ坊町1	15
59	盲学校(大徳寺)	〒603-8231	北区紫野大徳寺町27	27
60	聾学校	〒616-8092	右京区御室大内4	53
61	聾学校 舞鶴分校	〒624-0853	京都府舞鶴市字南田辺83番地	18
62	向日が丘支援学校	〒617-0813	長岡京市井ノ内朝日寺11	60
63	井出やまぶき支援学校	〒610-0302	綴喜郡井手町大字井手小字大塚40-1	50
64	宇治支援学校	〒611-0031	宇治市広野丸山10	134
65	城陽支援学校	〒610-0113	城陽市中芦原1-4	30
66	八幡支援学校	〒614-8236	八幡市内里柿谷16-1	37
67	南山城支援学校	〒619-0231	相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	34
68	丹波支援学校	〒629-0154	南丹市八木町柴山坊田118	87
69	丹波支援学校 亀岡分校	〒621-0045	亀岡市千代川町湯井巽筋38	6
70	中丹支援学校	〒620-0003	福知山市大字私市小字打溝8	32
71	舞鶴支援学校	〒624-0812	舞鶴市堀4-1	53
72	舞鶴支援学校 行永分校	〒625-0052	舞鶴市字行永2510-17	5
73	与謝の海支援学校	〒629-2261	与謝郡与謝野町男山945	57
74	京都府総合教育センター	〒612-0064	京都市伏見区桃山毛利長門西町	5
75	高校教育課	〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	3
				1,900